

平成 23 年 6 月 17 日

〒 810-0043 福岡市中央区城内 1 番 1 号  
福岡弁護士会  
会長 吉村敏幸 殿

〒 812-8577 福岡県福岡市博多区東公園 7 番 7 号  
福岡県教育委員会  
委員長 清原雅彦 殿

〒 810-8621 福岡市中央区天神 1 丁目 8 の 1  
福岡市教育委員会  
委員長 八尾坂修 殿

〒 803-8510 北九州市小倉北区大手町 1 番 1 号  
北九州市教育委員会  
委員長 川原房榮 殿

## 申入書

体罰の会

会長 加瀬 英明

副会長 南出喜久治

冠略 貴会らは、平成 22 年 6 月 26 日に博多市民センターにて「シンポジウム 体罰について考える」を主催又は後援されましたが、そのシンポジウムの趣旨は、「教育現場から体罰をなくす取組」として、「体罰によらない教育のあり方」のためのものであつたことから、体罰は教育であるとする当会の趣旨とは異なるため、主催者である福岡弁護士会に対し平成 23 年 1 月 13 日付けと同年 3 月 2 日付けの 2 度に亘つて、体罰は是か非かとのテーマにて公開討論会を申し入れました。ところが、福岡弁護士会は、同月 29 日付け「御通知」と題する書面により、公開討論会を拒否し、その理由として、学校教育法第 11 条但書により、学校での体罰が禁止されてゐるので、「体罰が是か非かについては議論の余地はない」からであるとするものでした。

しかし、これは法的解釈として明らかに誤りです。確かに、学校での体罰（学校体罰）は禁止されてゐますが、家庭での体罰（家庭体罰）は禁止されてゐません。学校教育法第 11 条本文は教員の懲戒権を定め、原則として体罰は懲戒権に含まれるのですが、例外として、体罰だけは禁止するといふのが同条但書です。そして、同じく親権者の懲戒権を定めた民法第 822 条には、学校教育法第 11 条但書のやうな例外規定はなく、従つて、家庭体罰は認められてゐるのです。にもかかわらず、福岡弁護士会は、このやうな明らかに法的に誤つた見解を示してゐることに大きな問題があり、このことだけでも公開討論会を開催して明確にしなければならない問題です。

「体罰によらない教育のあり方」を考へるとき、教育は学校だけではなく家庭でも教育がなされることはご承知のことです。それゆゑ、家庭教育での体罰のあり方をまづ検討しなければならないのに、初めから家庭体罰をも禁止されてゐるかの如く喧伝したシンポジウムを開催することは、著しく公正さ、公平さを欠くものです。

そして、このやうな違法に偏向したシンポジウムを後援した福岡県教育委員会、福岡市教育委員会及び北九州市教育委員会の3つの教育委員会についても、これを後援したことは、公正、公平かつ適法であるべき行政のあり方についても問題がある行為であると考へます。

ところで、学校教育での体罰は禁止されてゐますが、平成21年4月28日の最高裁判所第三小法廷の判決は、この体罰の解釈を極めて限定的に解釈し、「許される教育的指導の範囲を逸脱せず、体罰には当たらない」と判断しました。このことからしても、体罰の定義について再考する必要が出てきてゐます。広義の体罰とされる行為の中でも、教育的指導として適法であるとする行為の範囲が存在することになり、その範囲や態様についても、学校教育の現場において至急に検討しなければならないのです。

当会の体罰についての見解は、当会のホームページ (<http://taibatsu.com/>) に掲載されてゐる趣意書等で明らかにしてをります。当会としましては、これらをご覧になつていただき、貴会らの意見も十分に尊重して、体罰についての公正、公平な公開討論会を開催する必要がありますので、是非ともご快諾いただくやうお願いいたします。その開催場所、日時等につきましては、協議させていただく予定ですので、当会事務局まで御連絡ください。

なほ、これらのことは、当会と貴会らとの関係だけに留める問題ではありませんので、これまでの文書でのやりとりと今後における貴会らからのご回答をも当会のホームページで公開させていただくことをご了承ください。不-